



29 独国生相第 143 号  
平成 30 年 1 月 19 日

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会  
会長 伊藤 博 様

独立行政法人国民生活センター  
相談情報部長 鈴木 基代



原野商法の二次被害について（情報提供）

拝啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より国民生活センターの業務につきまして、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国の消費生活センター等には、いわゆる原野商法の二次被害に関する相談が寄せられています。このような状況を踏まえ、当センターでは、別紙資料により、1月25日（木）の記者説明会にて注意喚起を行います。

なお、本件については、消費者庁消費者政策課、消費者庁取引対策課、内閣府消費者委員会事務局、警察庁生活安全局生活経済対策管理官、法務省大臣官房秘書課、国土交通省土地・建設産業局不動産課、一般財団法人不動産適正取引推進機構、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会、公益社団法人全日本不動産協会、公益社団法人不動産保証協会に情報提供することを申し添えます。

敬具

別紙資料

より深刻に！「原野商法の二次被害」トラブル

- 原野や山林などの買い取り話には耳を貸さない！契約しない！ -

以上

本件連絡先：

独立行政法人国民生活センター

相談情報部 担当：伊東、加藤

TEL：03-3443-1208

FAX：03-3443-6209